

秋田市告示第291号

令和8年9月28日の「令和8年8月秋田市議会定例会」において議決を経た予算およびその要領は、別紙のとおりである。

令和8年9月30日

秋田市長 沼 谷 純

令和 8 年度秋田市一般会計補正予算（第 2 号）

令和 8 年度秋田市の一般会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 761,433 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 145,958,318 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

（市債の補正）

第 3 条 市債の変更は、「第 3 表 市債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
16 国庫支出金		千円 25,158,472	千円 531,732	千円 25,690,204
	2 国庫補助金	3,421,518	531,732	3,953,250
17 県支出金		10,097,732	93,957	10,191,689
	2 県補助金	2,720,254	93,957	2,814,211
19 寄附金		3,139,255	10,923	3,150,178
	1 寄附金	3,139,255	10,923	3,150,178
20 繰入金		1,950,704	672	1,951,376
	2 基金繰入金	1,773,922	672	1,774,594
21 繰越金		942,518	65,937	1,008,455
	1 繰越金	942,518	65,937	1,008,455
22 諸収入		8,803,164	12	8,803,176
	5 雑入	2,020,171	12	2,020,183
23 市債		7,834,800	58,200	7,893,000
	1 市債	7,834,800	58,200	7,893,000
歳 入 合 計		145,196,885	761,433	145,958,318

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2 総務費		17,261,509	75,792	17,337,301
	1 総務管理費	15,055,664	11,086	15,066,750
	2 徴税費	1,156,700	64,706	1,221,406
3 民生費		57,099,735	269,874	57,369,609
	1 社会福祉費	27,558,320	214,724	27,773,044
	2 児童福祉費	20,009,850	55,150	20,065,000
6 農林水産業費		2,441,606	33,645	2,475,251
	1 農業費	1,765,805	534	1,766,339
	3 林業費	384,111	33,111	417,222
7 商工費		9,759,265	350,766	10,110,031
	1 商工費	9,759,265	350,766	10,110,031
10 教育費		13,255,758	31,356	13,287,114
	2 小学校費	2,991,842	19,803	3,011,645
	3 中学校費	1,802,094	630	1,802,724
	7 保健体育費	844,985	10,923	855,908
歳 出 合 計		145,196,885	761,433	145,958,318

第 2 表 債務負担行為補正

(追 加)

事 項	期 間	限 度 額
小学校給食調理業務委託経費	令和8年度 ┆ 令和9年度	千円 72,441
中学校給食調理業務委託経費	令和8年度 ┆ 令和9年度	80,376

第 3 表 市債補正

起 債 の 目 的	限 度 額			起債の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
	補正前の額	補 正 額	計			
総 務 費	千円 975,000	千円 58,200	千円 1,033,200			
計	7,834,800	58,200	7,893,000			

令和 8 年度秋田市公設地方卸売市場会計補正予算（第 1 号）

令和 8 年度秋田市の公設地方卸売市場会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 19,304 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 476,501 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

第 1 表

歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 繰入金		千円 87,720	千円 19,304	千円 107,024
	1 一般会計繰入金	87,720	19,304	107,024
歳 入 合 計		457,197	19,304	476,501

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 事業費		千円 11,300	千円 19,304	千円 30,604
	1 地方卸売市場施設整備費	11,300	19,304	30,604
歳 出 合 計		457,197	19,304	476,501

第 2 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
地方卸売市場再整備事業	令和8年度 ┃ 令和10年度	千円 38,885

令和 8 年度秋田市介護保険事業会計補正予算（第 1 号）

令和 8 年度秋田市の介護保険事業会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 8,664 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 31,752,475 千円とする。

2 保険事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表

歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
8 繰越金		千円 7,707	千円 8,664	千円 16,371
	1 繰越金	7,707	8,664	16,371
歳入合計		31,743,811	8,664	31,752,475

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
7 諸支出金		千円 7,711	千円 8,664	千円 16,375
	1 償還金及び還付加算金	7,711	8,664	16,375
歳 出 合 計		31,743,811	8,664	31,752,475